

**教育委員会の活動の点検及び評価の結果に関する報告書**  
(平成25年度事業分)

平成27年3月

豊明市教育委員会

## 目 次

I	点検及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	平成25年度豊明市教育委員会基本方針・・・・・・・・	3
III	点検及び評価の結果（概要）・・・・・・・・・・・・	11
IV	点検・評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
V	教育委員会の今後の対応と方向性・・・・・・・・	33

## 点検及び評価

### 1 制度について

豊明市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下、「地教行法」という。）第27条第1項の規定に基づき、平成25年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

### 2 点検及び評価対象事業について

点検及び評価を行う対象事業は、平成25年度における教育委員会の権限に属する事務で、教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち、主要な事務事業を対象としました。

対象としている事業について、担当課（学校教育課、生涯学習課、図書館）毎に、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況について自己評価を実施しました。

### 3 点検評価委員

点検及び評価を実施するにあたり、地教行法第27条第2項の定める知見の活用を図るため、学識経験者3名を選出し、教育委員会事務局が行った点検・評価シートの結果（自己評価）について、外部評価を受けました。

学識経験者の選出にあたっては、本市にゆかりのある方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった、あるいは携わっている見識の高い方の活用を考慮しました。

#### 点検評価委員（敬称略）

氏名	職歴等
奥住 忠久	愛知教育大学名誉教授、公民館運営審議会委員
堀川 敏久	元三崎小学校長、人権擁護委員
神谷 晋	元栄小学校長、公民館運営審議会委員

【参考】 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抄)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

# 平成25年度豊明市教育委員会基本方針

豊明市市民憲章（昭和52年10月15日制定）  
『緑のまち 豊かなまち 明るいまち 平和なまち 伸びゆくまち』

第4次豊明市総合計画（平成18年度から平成27年度までの10年間）  
基本理念 『協働で創るしあわせ社会』  
目指す都市像 『人・自然・文化ほほえむ安心都市』

## 学校教育 (学校教育課)

### <学校教育の理念>

—命を尊び 人を愛し 心豊かな たくましい  
人材の育成—

### 【学校教育の基本方針】

- ① 道徳性・社会性の向上
- ② 確かな学力の育成
- ③ 児童生徒の心身の調和的発達
- ④ キャリア教育の充実
- ⑤ 教育環境の整備・充実

### 【学校給食の基本方針】

- ① 安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成
- ② 食に関する指導
- ③ 学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

## 生涯学習 (生涯学習課・図書館)

### <生涯学習の理念>

—市民と行政のパートナーシップで推進する生涯学習—

### 【生涯学習の基本方針】

- ① 学習活動の促進
- ② 地域の教育力の向上
- ③ 家庭の教育力の向上
- ④ 文化財に対する意識高揚

### 【文化振興の基本方針】

- ① 高度な音楽や芸術に触れる機会の創出
- ② 市民主体の文化活動の推進
- ③ 文化団体等の活動の支援
- ④ 施設環境の整備

### 【社会体育の基本方針】

- ① スポーツに親しむ機会の創出と普及
- ② 総合型地域スポーツクラブに向けての検討
- ③ 安心・安全なスポーツ施設環境の整備
- ④ 豊明市スポーツ推進計画に基づく進行管理
- ⑤ 社会体育機関・団体によるスポーツ活動の推進

### 【図書館の基本方針】

- ① きめ細かなサービスの提供
- ② 読書・学習・情報のセンター的機能の充実
- ③ 市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築

## 学校教育の基本方針

「豊明市市民憲章」「第4次総合計画」さらに「学習指導要領」の趣旨を踏まえて、豊明市の教育理念を次のとおり定める。

命を尊び 人を愛し 心豊かな たくましい 人材の育成

上記の教育理念に基づき、児童生徒の個性を伸ばし、知、徳、体の調和のとれた自立した人間を育成すること、自分を大切にすること、他を思いやる心、自らを律する心、自然・文化を大切にすることをはぐくみ、社会の形成者としてその発展に参画する態度を養うことを学校教育の大きな目標とする。

この目標を実現するための学校づくりに向け、教職員、教育課程、学校経営の質的向上を重視し、次の基本方針に基づき、人的・物的環境の整備・充実を図る。

### 【基本方針】

1. 道徳性・社会性の向上
2. 確かな学力の育成
3. 児童生徒の心身の調和的発達
4. キャリア教育の充実
5. 教育環境の整備・充実

### 【主な事業】

- 1-①子どもたちが豊かな人間関係を築いていけるよう、小学校中高学年及び中学生を対象にQ-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、いじめや不登校等の未然防止、あたたかな人間関係づくりに役立てる。  
②防犯、交通安全、防災等の安全教育について、啓発資料等を活用して正しい知識を習得させ、自ら安全を守る意識を醸成させる等、実践的な取組を進める。
- 2-①少人数授業等による個に応じたきめ細かな授業を一層充実するために教員補助、普通学級・特別支援学級の担任を補助しきめ細やかな教育・支援を行うために特別支援教育支援員を各校に配置するとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめとして教職員の研修を積極的に進める。  
②教師力・授業力等の向上、言語活動の充実をめざし、各校での現職研修の充実、教育委員会による研修事業や訪問指導の充実、学校教育指導員の活用を図る。  
③外国人児童生徒への日本語指導、教材開発、学習支援体制の充実のため、ポルトガル語等通訳者の配置、大学との連携による学生派遣事業を行う。また、日本語初期指導が必要な児童生徒に対して、プレクラス・プレスクールを開設し、学校生活への早期適応を図る。
- 3-①専門医の設置、スクールカウンセラー、心の教室相談員、適応指導教室指導員、ホームフレンドの配置等により教育相談活動の充実を図る。  
②技術・家庭科、特別活動や学校給食の時間等に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるとともに、栄養教諭等との連携を通して食に関する指導の充実に努める。

- 4－①児童生徒の発達段階に応じ、系統的なキャリア教育を計画的・組織的に推進するため、家庭・地域・関係機関との連携、学校間連携を推進する。
- ②各小中学校に専門家を派遣し、より高い水準の技能や記録にふれさせ、児童生徒の意欲を喚起し、個性の伸長を図る。
- 5－①児童生徒の安心・安全な教育環境を整備するため「非構造部材の耐震化計画」に基づき、計画的に校舎・屋内運動場の非構造部材の耐震化を推進する。また、小中学校のエレベータ改修や多目的トイレの改修工事を行い、教育環境の改善を図る。
- ②経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品、給食費、クラブ活動費等を扶助し、さらに私立高等学校等に通学する学生の保護者の経済的負担を軽減して教育の支援充実を図る。

## 学校給食の基本方針

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい知識と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである。また、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施、学校における食育の推進を図ることを目的としている「学校給食法」に基づき行うものである。

食育基本法の制定や学校給食法の一部改正等により、従来にもまして学校教育における給食の役割が高まる中、安全・安心で質の高い給食を安定的に提供し、新たな取り組みを視野に入れた経済効率性の高い施設整備、事業運営を行うことが基本となるため、次の3点を基本方針とし事業を行う。

### 【基本方針】

1. 安全・安心でおいしく栄養のバランスを考慮した献立作成  
    <献立作成目標「毎日コツコツ 骨貯金」>
2. 食に関する指導
3. 学校・家庭・地域との連携（食育の推進）

### 【主な事業】

- 1-① 献立の多様化 <バラエティランチの実施>
  - ② 安全性への配慮 <・減農薬野菜の活用 ・ドライ運用の推進>
- 2-① 栄養教諭、栄養職員による給食時の給食・栄養指導及びT・T授業の実施
  - ② 学校給食センタースタッフによる訪問給食の実施
  - ③ アレルギーにかかわる献立説明会の開催
- 3-① 夏休みわくわくチャレンジクッキング教室の開催
  - ② 「愛知を食べる学校給食の日」「学校給食週間」の実施
  - ③ 給食だより（家庭配布用）の発行
  - ④ 地元特産物の活用、地産地消の推進
  - ⑤ ホームページによる学校給食センターの情報発信



## 生涯学習の基本方針

学習意欲は、生活を豊かにするとともに、自分の内にある未見の能力や可能性を引き出す力となる。さらに、様々な学習活動への参加が他者とのふれあいを深め、より良い地域社会を築いていくものと言える。

そこで、生涯学習の理念を次のように定める。

市民と行政のパートナーシップで推進する生涯学習

### 【基本方針】

1. 学習活動の促進
2. 地域の教育力の向上
3. 家庭教育力の向上
4. 文化財に対する意識高揚

### 【主な事業】

- 1-①生涯学習に対する市民の要望を把握し、幅広い年齢層を対象とした市民講座を開設する。  
②市民講師の発掘、市民の自主運営による講座の展開を進め、市民の主体的な学習活動による、とよあけ市民大学「ひまわり」を推進する。
- 2-①子どもたちの日々の生活にみられる体験機会の減少、規範意識の低下、また、自立の遅れ等の現状を踏まえ、青少年健全育成に係る事業を推進する。  
②放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動を行っていくため放課後子ども教室を増設し、子どもたちが地域社会の中で健やかに育つ環境づくりを推進する。  
③青少年の健全育成推進のため、健全育成推進員、地区健全育成推進委員会等の組織力を活かし、指導支援体制の整備、意識啓発などの事業を家庭・学校・地域との連携により推進する。
- 3-①子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、家庭の教育力を高めることができるよう、家庭教育支援体制の整備に努める。
- 4-①郷土の歴史、文化を継承していくため、国・県・市指定を含む有形無形文化財や天然記念物を保存管理するとともに郷土学習に活用する。

## 文化振興の基本方針

文化会館は、市民が文化芸術を創造、享受し、その感動を共有するための中核的な役割を担う。高齢化社会の進展により、市民の生活スタイルや生涯学習に対する要望は多様化し、常に変化している。このような社会環境の中で、文化芸術振興法第4条に定められた文化会館（地方公共団体）に求められている役割を認識し、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた文化施策を展開し、時代のニーズに合った活動を推進する。また、文化活動を通じて相互のふれあいや絆を深め、お互いを尊重する風土を築くため、引き続き第4次豊明市総合計画、「個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくり」の実現に向け、市民との協働による事業を推進する。

### 【基本方針】

1. 高度な音楽や芸術に触れる機会の創出
2. 市民主体の文化活動の推進
3. 文化団体等の活動の支援
4. 施設環境の整備

### 【主な事業】

1. 厳しい財政状況の中で、高度な音楽や芸術に触れる機会を創出し、多くの市民の心に夢や感動を提供するための鑑賞型事業を多彩なジャンルで編成する。
2. 市民主体による文化活動を推進するため、市民参加型事業を実施すると共に、市民参加促進のためのボランティア組織の拡充に努める。
3. 文化団体等の活動を積極的に支援すると共に、地域の文化活動のネットワークを充実させ、好ましい地域コミュニティづくりの推進を図る。
4. 会館利用者のニーズに応えるため、常に良好な利用環境の整備と安全な会館施設の維持管理に努める。

## 社会体育の基本方針

生涯を通じて健康で明るく活力に満ちた生活を営むことは、人間にとってもっとも幸せなことであり、誰もが望む願いである。

21世紀は生涯学習の世紀と言われている。市民一人ひとりが心身とも健康で、よりよい地域社会を築き、自己のライフスタイルを確立したいと願望している。その願望の実現に向けて、スポーツやレクリエーション活動の果たす役割は大変大きいものがあり、そして、そのニーズはますます多様化するものといえる。

このような状況を踏まえ、市民の体力づくり、健康づくりそして仲間づくりへの関心を一層高め、「いつでも、どこでも、いつまでも」をスローガンにスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

### 【基本方針】

1. 生涯スポーツとして、各人の体力や年齢に応じたスポーツに親しむ機会をつくり、その普及に努める。
2. スポーツクラブとして、行政・学校・地域が連携し、子どもたちにスポーツのステージを提供し、総合型地域スポーツクラブに向けて検討していく。
3. 誰もが安心して安全なスポーツ施設のもとでスポーツを楽しむために、施設の補修工事を実施する。
4. 豊明市スポーツ推進計画に基づき、各種施策の進行管理を行う。
5. スポーツを通じて、地域住民の連帯感を持たせるため、社会体育機関・団体がスポーツ活動を推進する。

### 【主な事業】

1. スポーツ教室及びレクリエーションスポーツ教室を開催する。
2. 豊明市スポーツクラブの補助をする。
3. 豊明市福祉体育館の耐震改修工事を実施する。
4. 豊明市スポーツ推進計画審議会を立上げ、スポーツ推進計画の進行管理を行う。
5. 体育協会及びレクリエーション協会に委託し、市民体育大会を開催する。

## 図書館の基本方針

図書館は生涯学習の中核施設として、また、地域文化の情報拠点として、市民の誰からも愛され、親しまれる施設でなくてはならない。そのためには市民が要求すると思われる図書、その他の資料や各種情報を収集・整理して、迅速的確に提供していくことが必要である。

また、図書館が市民の調査研究の相談相手となり、図書館の読書会、講座、展示会や市民の自主的事業を通してコミュニティの輪を広げていくことが重要である。生涯学習が重要視される今日、市民の多様なニーズに応えるために図書館機能の充実が必要である。その強化のために次の3点を基本方針とする。

### 【基本方針】

1. 子ども、成人、高齢者、障がい者、在住外国人などに応じた、きめ細かなサービスを提供する。
2. ニーズの高い図書や資料を収集し、読書・学習・情報のセンター的機能の充実を図る。
3. インターネットなど新しい情報技術に対応し、市民に幅広く新しい情報発信ができるシステムの構築を目指す。

### 【主な事業】

- 1-①視聴覚資料(CD、DVD)を収集する。また、ビデオ編集講習会、映画会などを開催し、さまざまなサービスを実施する。  
②大活字本や録音図書などの資料収集、拡大器の設置及び郵送貸出などにより、高齢者や障がい者向けのサービスを実施する。  
③子どもにより良い読書環境を提供するため、質の高い絵本などを収集する。  
また、おはなし会などを定期的に開催し、児童サービスを提供する。さらに、3か月健診時には絵本を通して親子がふれあう時間の楽しさや大切さを伝えるため、ブックスタート事業を実施する。  
④中学・高校の世代に沿ったテーマの資料を揃え、ヤングアダルト(青少年)コーナーの充実を図る。
- 2-①各種図書資料をバランスよく収集し、魅力ある書架作りと探しやすい配架を心がけ、貸出・閲覧サービスの充実を図る。  
②調べ学習の資料提供やレファレンス、団体貸出、職場体験の受け入れなどにより学校との連携強化を図る。  
③多文化共生推進事業の一環として、多言語図書の充実を図る。

## 点検及び評価の結果（概要）

### 1 いじめ・不登校対策事業

【実施内容】適応指導教室の充実・改善を図るため、専門医相談制度、ホームフレンド、スクールカウンセラーの配置、不登校児童生徒の親の会「ひまわりの会」の開催、学級集団アセスメント（Q-Uアンケート）を小学校3～6年、中学校全学年を対象に年2回実施、また、教員対象のQ-U研修会も実施した。

【評価】各事業とも継続実施していくなかで成果を出している。今後は専門医等の指導実践や報告等を教員の研修や対応に生かすことを望む。QUテストは分析・評価が大切であり、実施結果を検証し学級運営を進めるために活用してほしい。

### 2 外国人児童生徒に対する学習支援事業

【実施内容】外国人児童生徒やその保護者に対して、よりよい学校生活を送る環境整備やつまづきを解消する日本語教育の充実を図るため、市費による通訳の配置と愛知教育大学リソースルームとの連携による外国人児童生徒学習支援事業を実施した。また、日本語の初期指導が必要な児童生徒を対象としたプレクラスを設置した。

【評価】通訳の配置については、家庭との信頼関係を築くためにも維持していきたい。愛知教育大学との連携については、学校での通常学習を補完するうえで欠かせない存在となっている。新しい指導法や教材開発は事業を継続しているなかでより充実してきた。プレクラスの開設は日本語を習得すると同時に学校における集団生活に適応していくためにも意義は大きい。

### 3 私立高等学校等授業料補助事業

【実施内容】高校進学を希望する子どもの「教育の機会均等の維持」、「学校選択の自由の拡大」をより推進する。保護者の負担軽減が県内トップレベルとなり公私立格差の縮小に努めた。

【評価】私立高等学校へ通学する生徒の保護者の経済的負担は公立高等学校に比べかなり大きい。しかし本市の補助額が県内トップクラスということは高校進学を目指す生徒及び保護者にとって心強い支援である。

### 4 特別支援教育支援員配置事業

【実施内容】各小中学校において、特別支援学級及び通常学級に在籍している発達障がい等の児童生徒を見守り、授業の進行に支障が出ないよう運営を支援するため、前年より3名増の31名を市単独事業として維持継続した。

【評価】児童生徒が学習活動をする際支援を必要とする場面はいろいろと想定される。支援員の配置は場面に応じて望ましい活動が確保される点でおおいに意義がある。日々のより良い教育活動のため今後も増員への努力を期待したい。

## 5 給食の充実補助事業（食材費の一部公費負担）

【実施内容】賄材料費に1,400万円（保護者負担分の5%）を公費負担とし、食の安全確保、地産地消の推進、行事給食の充実、アレルギー対策及び緊急での給食中止対策をおこなった。

【評価】放射線測定の実施は給食の安全を確認できた。地元食材の質と量を確保することは容易ではないが活用を推進し同時に地元食材のPRも行うべきと考える。行事給食は児童生徒の楽しみであり、今後も充実した給食を提供してほしい。

## 6 放課後子ども教室運営事業

【実施状況】放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点として双峰、栄、唐竹、沓掛、豊明小学校の5箇所に放課後子ども教室を整備し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動をおこない、子どもたちが地域の中で健やかに育つ環境づくりをおこなった。

【評価】放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点として新たに唐竹小学校、沓掛小学校、豊明小学校に開設され、子どもたちが「地域のなかで健やかに育つ」という環境づくりが促進され事業目的に沿って事業が進められている。専門性の高い人材確保が困難という課題があることから生涯学習課に教育・保育の専門的経験者の配置が必要と考える。事業の更なる充実と発展のため地域社会と連携・協力・協働してほしい。

## 7 家庭教育学級事業

【実施状況】家庭の教育力を高めるため、幼児・小学校・中学校・フレンドリーの計15学級がそれぞれ年間で8回から10回学級を開催した。

【評価】児童生徒の人間性、社会性を豊かにはぐくむためには「家庭の教育力」を高めることが不可欠であるとの認識から、その支援体制を整備するため長年にわたり実施している事業であり、その努力は高く評価できる。本事業の展開方法と事業効果を見ると多くの工夫が施されていることが判る。今後は事業の目的、意図、方法などについて子を持つ親への徹底したPR行い理解と協力の重要性を親自身に気付かせることが重要であろう。

## 8 ナガバノイシモチソウ自生地、大狭間湿地の保護と一般公開事業

【実施状況】ナガバノイシモチソウの一般公開は、文化財保護委員の解説に加え、豊明高校の生徒及び愛知教育大学の学生たちの協力を得て、8月3日・4日・5日・31日、9月1日の5日間実施した。大狭間湿地の一般公開は、豊明二村山自然観察会の協力を得て、8月3日・4日、9月7日・8日の4日間実施した。また、8月3日・4日は同時公開を行い両湿地間をマイクロバスでの送迎をおこなった。

【評価】保全管理事業が「自然環境保全」の重要性の啓発に成果を挙げていると評価できる。特に公開見学者が昨年に比べ大きく増加していることや、参加者へのアンケート調査からも「自然保護」への期待の高まりを読み取ることができる広報活動を重視し従来のあり方を再検討し更なる充実に努められたい。

## 9 学校開放施設有効利用事業

【実施状況】豊明・中央小学校では親父の会、双峰・唐竹・沓掛小学校では児童クラブ、栄小学校では文科系ジュニアクラブ、栄・沓掛・双峰・唐竹小学校では放課後子ども教室、その他家庭教育学級やフラワーボランティア、読み聞かせ等の活動の場として利用している。

【評価】すでに利用されている場面もあり更に広げる方向で進めることは良いことだと思う。学校運営する側の意向を十分配慮するとともに、学校施設開放事業で成果を挙げている自治体にも学びきちんとした対応策を考え学校・地域の両者に望まれる事業となるよう期待する。

## 10 リライトカードの導入

【実施状況】平成24年7月1日からリライトカードへの切り替えを開始。広報などでPRを行い、旧カードの使用期限を平成25年6月30日までとし7月1日からは新規登録（本人確認を行う）とした。費用は平成25・26年度の2年度で1,379,700円（カードのみ）である。

【評価】リライトカードの導入は利用者にとってコンパクトで丈夫な形で貸し出し情報もよく分かる有効な手立てであり、図書館にとっても得られる統計的な資料も多いと思う。また、カード発行の時間短縮や返却督促業務の合理化にも役立っていると考える。今後もきめ細かなサービス向上に務めてほしい。

	基本方針	1 道徳性・社会性の向上 1-① 3-①
	担当課	指導室
点検・評価対象事項	1 いじめ・不登校対策事業	
事業の目的		
<p>適応指導教室「フレンドひまわり」、市ホームフレンド、市スクールカウンセラー事業の充実・改善を図り、不登校児童生徒の学校復帰を援助・支援する。</p> <p>不登校の児童生徒をもつ親の会「ひまわりの会」を実施し、保護者同士で悩みや思いを共有したり、大学教員による指導や助言を受けたりできるように支援する。</p> <p>Q-Uアンケートを実施し、教員が児童生徒の実態を把握することで、個に寄り添いながら学級経営ができるように支援する。</p>		
事業の実施状況		
<p>1 適応指導教室事業の充実・改善  (下記事業①：報酬1,999千円 事業②③：賃金3,124千円)</p> <p>① 適応指導のための専門医等相談の継続・充実  ② 豊明市ホームフレンド活動事業の継続・充実  ③ 豊明市スクールカウンセラー事業の継続・充実  ④ 不登校児童生徒の親の会「ひまわりの会」の継続・充実</p> <p>2 学級集団アセスメント(Q-U)の事業(事業費 2,849千円)  小学校3～6年、中学校全学年を対象に年間2回実施  教員対象のQ-U研修会の実施</p>		
事業の効果等		
<p>適応指導のための専門医相談を1件実施。専門医による的確な助言を受けることは、保護者にとって大変有効であった。また、保護者との連携強化を進める上でも、相談体制が整っていることには安心感があり、効果的であった。</p> <p>ホームフレンド事業は、大学生が不登校児童生徒の支援を行う事業である。家庭訪問だけではなく、学校からの要請により、別室登校している児童生徒の支援を行うために、学校への訪問を行った。</p> <p>市スクールカウンセラーは、勅使会館で毎週火曜日に相談活動を実施している。不登校児童生徒をもつ保護者が、学校とは別の場所で落ち着いて相談を受けることができるため、毎回4名程度の相談者がある。</p> <p>不登校の児童生徒をもつ親の会「ひまわりの会」を年間5回実施し、各回、4～6名程度の参加者があった。保護者からは「自分と同じ立場の方のお話を聞くことができ、大変参考になった」「講師の先生の講話がとてもよかった」等の感想があった。この会に参加した保護者は、自分自身の悩みを参加者と共有することで、子どもの理解や子どもとの関わり方について知見を広げたり深めたりできた。</p> <p>Q-Uアンケートを年間2回実施することで、教員が学級内の児童生徒について客観的なデータをもとに分析し、児童生徒の実態を把握しながら円滑な学級経営を進める上で大いに参考とすることができた。</p>		



## 事業の課題・改善策

「まず一人の子どもを救う」という観点から各事業を実施し、活用する事による効果があることは、各事業の成果から明らかである。しかし、一方で、各事業が学校関係者に周知はされているものの、内容そのものが十分理解されているとは言い難いという課題がある。

そこで、教育委員会としては、校長会議等で各事業についてより詳しく説明していくようにする。こうすることで、学校側が、不登校児童生徒をもつ保護者に、積極的に各事業を紹介すること期待できる。

他にも、教育委員会のホームページに「ひまわりの会」について掲載したり、保護者宛の案内文書を配付したりするなどして、広く周知されるようにする。

Q-Uアンケートについては、平成25年度から小学校3～6年、中学校全学年で実施したため、市内のほとんどの学級担任が調査結果を活用できるような体制になった。しかし、Q-Uアンケートの分析方法については、やや専門的な部分があるため、分かりにくい部分もある。そこで、平成25年度からQ-Uアンケートの結果活用に関する教員対象の講習会を実施し、各学校にも講師を派遣して研修会を実施している。教員からは「アンケートの見方がわかってとてもよかった」「アンケートの結果から、子どもの意外な実態がつかめた」という声が聞かれ、概ね好評であった。ぜひ次年度も継続し、教員のQ-Uアンケート利用に関する資質向上を図りたい。

### (評価員の意見)

- ① 各事業とも継続実施していくなかで成果を出している。各事業の広報も次第に行き渡り事業内容も充実してきた。なかでもホームフレンドが学校にも出向くことで成果を挙げており、実際に行動化していくことの大切さを感じた。また今後は、専門医・ホームフレンド・スクールカウンセラーの指導実践や報告等を可能な限り教員の研修や対応に生かしていくことを期待する。

不登校児童・生徒の親の会「ひまわりの会」は各回4～6名程の参加であるが、個別の対応や相談等小集団での利点もありその役割は大きい。ただ、現在の特に中学生の不登校生徒の人数からも参加範囲を広げるなど開催時間や場所等も含め、今後の方向性を検討すべきと考える。まずは更に多くの保護者が参加することを望みたい。

- ② Q-Uテストは年2回いじめや不登校の防止、あたたかな人間関係作りに役立てる目的で実施されている。Q-Uテストは学級集団アセスメントで単年度での分析・評価が重要であると考えられる。昨年度に比べ対象学年も拡大し教員の研修会も開催されており、学級経営を進める上で大いに参考になっている。今後は、このQ-Uアンケートの結果・分析がどう活用され生かされているか、結果を“参考”とする段階から“成果”が求められる。これまでの実施結果を検証することでより一層の成果が現れていくことと思う。

	基本方針	2 確かな学力の育成 2-③
	担当課	指導室
点検・評価対象事項	2 外国人児童生徒に対する学習支援事業	
事業の目的		
外国人児童生徒やその保護者に対して、よりよい学校生活を送るための環境整備やつまずきを解消する日本語教育の充実を図る。		
事業の実施状況		
市費通訳の配置（5小学校に延べ8名、1中学校に1名、通訳報酬等13,935千円） 1 学級からの取り出し、教室への入り込みのための通訳による学習支援補助  愛知教育大学リソースルームとの連携による外国人児童生徒学習支援事業 （委託料1,000千円） 1 愛知教育大学との連携にたつた学生による学習補充 2 愛知教育大学との連携にたつたつまずき解消のための教材開発  日本語初期指導が必要な児童生徒を対象としたプレクラスの設置		
事業の効果等		
<p>平成25年度は、5つの小学校に延べ8名、1つの中学校に1名と、各学校に在籍する外国人児童生徒の状況に応じて通訳配置を拡大した。通訳の配置は、保護者との共通理解の上で進める学校教育には欠かせない。外国の文化・日本の学校事情に通じた人物であるため、交友関係のトラブル解消や保護者の学校理解に大きな効果がある。また、児童生徒への直接指導について学習内容の理解にとどまらず、特に中学校においては将来を見通した生き方指導にも大きな効果がある。</p> <p>愛知教育大学との連携では、教員だけは不足する学習補充のために個別指導をしていただいた教材開発は、外国人児童生徒がつまずきがちな日本語が示され、学習効果を上げることに役立っている。このときの指導方法を教員が参観することにより、通常の授業や取り出し指導の場合の参考になることが多い。</p> <p>小中学校で日常会話などを学ぶ日本語初期指導を行う場として、平成25年度は、文科省委託事業である「虹の架け橋事業」を2年にわたって実施してきたNPO法人プラスエディケイトへの事業委託によるプレクラスを開設した。海外から日本に来て間もないため、日本語を全く理解できない児童生徒を午前中受け入れ、約3ヶ月間日本語初期指導を行った。児童生徒は、プレクラスで日本語を習得し、学校での生活に適應できるようになった。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>通訳は、保護者の就労時間外での情報交換や共通理解が必要となるため、配置時間の延長が必要である。</p> <p>平成26年度は、就学前の児童を対象としたプレスクールの開設を予定している。</p> <p>中学生においては、自らの進路実現のため、学力向上が必須条件である。基礎から応用まで、時間をかけて定着させるためには、プラスエディケイトとの連携強化が必要である。</p> <p>一方で、帰国・転出など、必ずしも定住するわけではない児童生徒への学習支援事業をどのレベルまで展開するのか、保護者の就労支援とも密接に関係することから、市としての総合的な展望が必要である。</p>		

(評価員の意見)

- ① 市費通訳の配置は前年に比べ小学校で2校延べ4名増加している。これは学級からの取り出し、教室への入りこみの通訳による学習支援補助が増加したためである。今後もこのような傾向が続くことが予想される。通訳の配置については、家庭との信頼関係を築くためにも維持したい。契約内容を十分に検討し学校、家庭の双方に有効となる活用を一層期待したい。
- ② 愛知教育大学との連携は、学校での通常学習を補完するうえで欠かせない存在となっている。新しい指導法や教材開発は、事業を継続しているなかでより充実してきている。また、「虹の架け橋事業」を実施してきたプラスエデュケートへの事業委託によるプレクラスの開設は、日本語を習得すると同時に日本の学校における集団生活に適応していくためにも意義は大きい。また、児童・生徒にとって将来を見通した生き方指導にも大きな効果がある。次年度のプレスクールの開設につなげていきたい。

	基本方針	5 教育環境の整備・充実	5-②
	担当課	学校教育課（学校教育係）	
点検・評価対象事項	3 私立高等学校等授業料補助事業		
事業の目的			
<p>高校進学を希望する子どもの「教育の機会均等の維持」と「学校選択の自由の拡大」を推進するために私学助成の補助制度を設置する。平成24年度より補助内容の拡大変更を行い、保護者の負担軽減が県内トップレベルの水準となり公私格差の縮小に効果が期待できる。</p>			
事業の実施状況			
平成2年度補助金交付要綱制定・現行制度は平成24年に改正			
所得制限	市民税所得割額	0円	51,300円
	(収入の目安	250万円	350万円
		↓	↓
補助金額		50,000円	40,000円
			30,000円
			20,000円の4区分
事業の効果等			
実績			
・平成23年度	補助金額	15,000円	197人
		30,000円	83人
			計280人
・平成24年度	補助金額	20,000円	62人
		30,000円	42人
		40,000円	133人
		50,000円	131人
			計368人
・平成25年度	補助金額	20,000円	114人
		30,000円	148人
		40,000円	43人
		50,000円	60人
			計365人
事業の課題・改善策			
<p>私立高校学校の生徒の保護者への支援は、県内でもトップクラスを維持している。自民党政権に変わり高校授業料無償化政策が転換された（平成25年11月に法律が成立し、高校授業料無償対象に所得制限を設けることに成った。施行は平成26年度より）。しかし、低中層所得の補助対象世帯にはまだ16万円～22万円程の負担額（入学金、施設拡充費等）があり、生徒が私立高等学校等に通うためには、そのギャップを埋める必要があるが、市の単独事業のため、予算の確保と補助のバランスを考える必要がある。</p>			
(評価員の意見)			

私立高等学校へ通学する生徒の保護者の経済的負担は公立高等学校に比べかなり大きく、その軽減については以前より要望の大きいところであった。私立高等学校の生徒の保護者への支援（補助金の交付）は実施以来拡大し県内トップレベルであり、高校進学を目指す生徒とその保護者にとって心強いところである。

課題・改善策にあるようこれで十分ということではなく、市全体の予算のなかで少しでも拡大させる方向で考えられるとよい。

	基本方針	2 確かな学力の育成 2-①
	担当課	学校教育課（学校教育係）
点検・評価対象事項	4 特別支援教育支援員配置事業	
事業の目的		
<p>1 特別支援学級の児童生徒で介助を必要とする者の安全を図るために行動支援を行う。</p> <p>2 近年、発達障害等の病識がない場合や特に希望して通常学級に在籍する場合に、対象児童を見守り、授業の進行に支障が出ないように運営を支援する。</p>		
事業の実施状況		
<p>平成18年度から実施</p> <p>平成21年度 各小中学校に1名ずつ配置。12名17,928千円</p> <p>平成22年度 市事業 12名17,928千円  県緊急雇用創出事業 16名13,608千円</p> <p>平成23年度 市事業 12名18,053千円  県緊急雇用創出事業 16名13,540千円</p> <p>平成24年度 28名分42,760千円を市単独事業として維持継続した。</p> <p>平成25年度 31名分47,107千円を市単独事業として維持継続した。</p>		
事業の効果等		
<p>1 特別支援学級で、対象児童がトイレに行く時などに支援員が同行することにより、学級担任が残った児童の授業を続けられ、学級の安全が確保できる。</p> <p>2 学級担任に会議など教室以外での用務がある時、支援員が代わって見守ることができる。</p> <p>3 通常学級で落ち着きのない児童がいることにより授業に支障があるとき、支援員が該当児童の支援をすることにより授業を円滑に行うことができる。</p> <p>4 特別支援学級の児童が交流学習で普通学級に参加する時、支援員が該当児童に随行し、見守ることができる。</p> <p>5 特別支援学級、通常学級共に教員以外に児童生徒を観察する目が増えて、きめ細やかな対応ができる。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>文部科学省は特別な支援を要する児童生徒も地元の公立小中学校への通学を希望した場合は受け入れるように方針を示すようになった。このことから特別支援学級のニーズが高度、多様化してきているため、特別支援学級の担任が増員されない限り、市で置く支援員の増員要望に際限がなくなる恐れがある。</p> <p>また、児童生徒に発達障害があっても通常の学級に在籍を希望する保護者がいるため、特別</p>		

支援教育としての支援と通常の学級における円滑な授業展開を促すための支援との境目がなくなってきた。

(評価員の意見)

特別支援学級や通常学級の中で児童・生徒が学習活動をする際、個々の児童・生徒について支援を必要とする場面はいろいろ想定される。支援員の配置は、場面に応じて望ましい活動が確保される点でおおいに意義がある。事業の効果等で列挙されているところをみると、支援員の配置が多様な場面で効果が上がっているものと十分に評価できる。

市単独事業として維持継続の方向であり、日々のより良い教育活動への思いが良く表れており、ぜひ今後とも増員への努力を期待したい。

この事業が更に大きな効果を上げるよう各校の実情・要望も良く聞き、効率のよい配置についての検討も十分にすることが望まれる。

	基本方針	1 安全・安心でおいしく栄養バランスを考慮した献立作成 1-① 1-② 3-④
	担当課	学校教育課 給食センター
点検・評価対象事項	5 給食の充実補助事業（食材費の一部公費負担）	
事業の目的		
給食の食材費（保護者負担の給食費）に公費負担を行うことにより、より充実した学校給食をめざした。		
事業の実施状況		
<p>賄材料費に、1, 400万円（保護者負担分の5%分）を公費負担とした。下記の項目に充てた。</p> <p>①食の安全確保…放射能測定及び食品検査用食材を購入して、検査を実施した。</p> <p>②地産地消の推進…地元の食材を積極的に使用した。</p> <p>③行事給食の充実…給食の中に「季節感」「日本の伝統行事」を感じられるようにした。</p> <p>④アレルギー対策…牛乳の飲めない者に対して代替食を支給した。</p> <p>⑤緊急での給食中止対策…インフルエンザ等で学級閉鎖時の給食費の負担をした。</p>		
参考資料：1食当りの給食費 小学校225円・中学校255円（平成12年4月～）		
事業の効果等		
<p>①食の安全確保のために放射能測定（529回）・食品検査（8回）行った。いずれも異常はなかった。</p> <p>②地産地消の推進を図るためにJAあいち尾東農業協同組合より「豊明産の野菜・果物」を積極的に購入して使用した。</p> <p>③行事給食の充実のために月1回その月の季節感が味わえるような献立を立案した。</p> <p>④牛乳の飲めないアレルギー児童・生徒（15名）に対して2学期の給食より「豆乳」を支給した。</p> <p>⑤インフルエンザ等で学級閉鎖（15学級）分の給食費を賄った。</p> <p>平成25年12月全児童・生徒に「給食に関する意識調査」を実施した。（回答率90%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食が好きな子（73%）</li> <li>・給食の変化を感じた子（39%）…デザート・季節感・行事食・味付け</li> <li>・今後は、デザートの実・より良い食材の使用・おかずの種類を増やしてほしい。</li> </ul>		



## 事業の課題・改善策

- 1) 農家の高齢化に伴い、地元での野産物の確保が困難になりつつある。給食と農家との連携を強化し、豊明の農業振興を図る必要がある。
- 2) 物価上昇及び消費税のアップに対し、公費負担分だけでいつまで対応できるか不明である。

## (評価員の意見)

- ① 放射能測定の実施は、これまでの「食品中の放射線物質の規格基準」に全品が規制値内であり、安心・安全な給食である事が確認できた。検査物、回数等も的確であった。
- ② 家庭・学校・地域との連携で食育を推進することは重要である。地元食材の質と量を確保することは容易ではないが活用を推進し、同時に児童生徒にも地元食材について一層のPRを行うべきである。
- ③ 毎月のめりはりのある献立、伝統行事などの行事給食は児童・生徒の毎日の楽しみであり、他市町にも誇れる給食である。これを維持していくためには公費負担によるところが大きいと考える。今後も充実した給食を通して食育の一層の推進を図って欲しい。
- ④ アレルギー対策として2学期より「豆乳」の支給を開始した。人数は少ないが代替食として確実に支給されている。アレルギー対応は今後も複雑化することが予想されるが、施設等の問題も含めて将来的な見通しを持って対処されたい。
- ⑤ 学級閉鎖時の給食費の賄については、公費負担が有効に活用されている。今後も児童・生徒の健康管理と家庭の状況を元に対処されたい。

以上の5点より「給食の充実補助事業」（食材費の一部公費負担）について有効に機能し活用されている。特に③の給食の質を維持していくためには公費負担によるところが大変大きい。今後もより充実した給食を目指して欲しい。

他事ながら補助事業は単年度であり25年度は目的を達成できたが、将来を見通した時充実・安定した給食を提供するには不安定である。1食あたりの給食費も平成12年度より据え置きのみであり、最近の物価上昇や消費税増税からも給食費の値上げについて検討を要すると思われる。

基本方針	2 地域の教育力向上 2-②
担当課	生涯学習課

点検・評価対象事項	6 放課後子ども教室運営事業																									
事業の目的																										
放課後における子どもたちの安全・安心な活動拠点を整備し、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行っていくため放課後子ども教室を設け、子どもたちが地域の中で健やかに育つ環境づくりを推進する。																										
事業の実施状況																										
平成25年度は、9月に唐竹小学校、10月に沓掛小学校、11月に豊明小学校にて放課後子ども教室を新たに開校した。																										
平成25年度	<table border="1"> <tr> <td>双峰小学校放課後子ども教室</td> <td>登録者数</td> <td>26名</td> <td>実施回数</td> <td>131回</td> </tr> <tr> <td>栄小学校放課後子ども教室</td> <td>登録者数</td> <td>44名</td> <td>実施回数</td> <td>102回</td> </tr> <tr> <td>唐竹小学校放課後子ども教室</td> <td>登録者数</td> <td>18名</td> <td>実施回数</td> <td>77回</td> </tr> <tr> <td>沓掛小学校放課後子ども教室</td> <td>登録者数</td> <td>65名</td> <td>実施回数</td> <td>57回</td> </tr> <tr> <td>豊明小学校放課後子ども教室</td> <td>登録者数</td> <td>18名</td> <td>実施回数</td> <td>16回</td> </tr> </table>	双峰小学校放課後子ども教室	登録者数	26名	実施回数	131回	栄小学校放課後子ども教室	登録者数	44名	実施回数	102回	唐竹小学校放課後子ども教室	登録者数	18名	実施回数	77回	沓掛小学校放課後子ども教室	登録者数	65名	実施回数	57回	豊明小学校放課後子ども教室	登録者数	18名	実施回数	16回
双峰小学校放課後子ども教室	登録者数	26名	実施回数	131回																						
栄小学校放課後子ども教室	登録者数	44名	実施回数	102回																						
唐竹小学校放課後子ども教室	登録者数	18名	実施回数	77回																						
沓掛小学校放課後子ども教室	登録者数	65名	実施回数	57回																						
豊明小学校放課後子ども教室	登録者数	18名	実施回数	16回																						
事業の効果等																										
<p>双峰小学校及び栄小学校放課後子ども教室は、1年を通じて開校し、地域のボランティアによる「読み聞かせ」「バルーンアート」「科学あそび」「ヨガ教室」など多くの講座が企画開催され、地域に密着した教室となった。また桜花学園大学より「工作講座」が開催されたり、愛知教育大学などの大学生がボランティアで参加するなど近隣大学との連携もあり、児童と大学生触れ合い、よい経験ができる機会となった。</p> <p>平成25年度開校した唐竹小、沓掛小、豊明小学校放課後子ども教室は、それぞれの学校に応じた開設となった。特に豊明小学校放課後子ども教室では、学校内ではなく、近隣の南部公民館での活動となった。南部公民館という一般の利用客がいる中での活動ではあるが、利用者にも認知してもらい、公共施設でのマナーなども学べる場となった。</p>																										
事業の課題・改善策																										
<p>放課後子ども教室は、コーディネーター1名とそれを補佐する運営スタッフ4名の5名の非常勤一般職員で1教室を運営している。正規職員がおらず、コーディネーターが教員免許または保育士免許を持ってはいるものの、日々、児童への指導や保護者対応など専門性の高い能力も必要となり、人材確保に苦慮している。</p> <p>生涯学習課の担当もまた、専門職でもなく、子ども取り扱いなどの相談に的確に答えることが難しく、非常勤一般職員との関係性に歪みが生じることもある。やはり、生涯学習課で放課後子ども教室を適正に運営するには、教育・保育など専門的な経験者の配置が必要であると考ええる。</p> <p>そして、学校や児童クラブ等との連携も重要であると思われる。</p> <p>まず、学校は施設の利用や児童の引き取りなど、学校の放課後子ども教室への理解と協力が必要である。学校で活動している教室は、学校と協議し、利用できる場所をお借りしている。運動場や体育館など利用できるように配慮をいただいているが、先進地のように理科室や家庭科室など特別教室などの利用はできないのが現状である。活動場所が広がることにより活動内容もよりよくなり受け入れる児童数の拡大も検討できるため、学校の理解を求めている。</p> <p>次に、児童クラブとは、隣接して活動している教室については、一部、非難訓練など一緒に行っている。しかしながら活動の責任の所在など問題も多く、なかなか一緒の活動ができない現状がある。</p>																										

(評価員の意見)

- 1 「本事業の目的」に照らしてみると、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点の整備については、従前の拠点に更に唐竹小学校、沓掛小学校、豊明小学校にて新教室が開設され整備の拡張が図られたこと、新設の3教室においても「地域住民の参画」が図られ（地域ボランティアによる読み聞かせ・科学遊びなど）子どもたちが「地域の中で健やかに育つ」という環境づくりが促進されていること,などから「事業目的」に沿って着実に事業が進められていることが分かる。相当に効果をあげていると評価できる。
- 2 「事業の課題・改善策」の観点から専門性の高い能力を持つ人材確保が困難であり、生涯学習課への教育・保育の専門的経験者の配置が必要であるという従来から言及されている課題が引き継がれており、改善への行政努力が求められる。また、施設利用面でも理科室・家庭科室・体育館などを利用できない子ども教室もあり一層の学校との連携を必要とする。「子どもの利益」の観点からの取り組みが関係機関に求められていることを指摘しておきたい。
- 3 本事業の更なる充実・発展のために事業成果（内容や方法など、実施状況の概要）を広く地域社会に伝え、連携・協力・協働することが「地域の子」のためであることの理解を促すための具体的な方策についても検討・実施されることを期待したい。

	基本方針	3 家庭教育力の向上	3-①
	担当課	生涯学習課	
点検・評価対象事項	7 家庭教育学級事業		
事業の目的			
児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、家庭の教育力を高めることができるよう家庭教育の支援体制の整備に努める。			
事業の実施状況			
幼児家庭教育学級	4学級	学級生	98名
小学校家庭教育学級	9学級	学級生	114名
中学校家庭教育学級	1学級	学級生	15名
フレンドリー家庭教育学級	1学級	学級生	29名
各学級 8回～10回開催。			
事業の効果等			
<p>各学級で学級のテーマや年間計画を立て講師等の連絡や準備など、自ら運営、実施し、学ぶことで学級生同士が協力し絆が深まった。また、学んだことを家庭で実践することにより家庭教育が推進されたと考える。</p> <p>また合同家庭教育学級では、愛知県美術館副館長による講義で、芸術鑑賞と通じた親子のコミュニケーションを学んだり、女性ライフワーク研究所より講師を招き、「子どもの心に届くコミュニケーションのヒント」と題し、講演会を行い、親子の間に起こりやすい問題について解決の糸口を得た。</p> <p>各学級ごとでは年代に応じた講義や実習を行い、目的等が同じものについては違う学級と一緒にするなど経費削減をおこなった。異なる学級同士が協力することにより、学校が違う保護者とも交流が深まり、よい機会となった。</p> <p>他に、フレンドリー学級(OB学級)生が、幼児学級などに出向き、アドバイスや相談にのるなど、今までの経験を活かし、活用ができた。また、家庭教育学級の活動の場が幼稚園内や学校内で行うことにより、先生とのつながりもでき、学校との距離感を縮める一助となった。</p>			
事業の課題・改善策			
<p>学級生の減少が課題である。学級内で学級長など役割があるため、それを懸念して最初からは参加しなかったり、参加を迷われたりする場合がある。学級長などの役割もやったあとの感想などは「やってよかった」との感想も聞くため、PR等を検討する。PR等も学級生にアイデアをもらいながら、学級生主体のPR方法を検討していく。</p> <p>また、経験豊富なフレンドリー学級(OB学級)に、幼児家庭教育学級など経験が浅い学級や運営に息詰まるような学級に、アドバイザーとして参加してもらい、よりよい学級の企画や運営の一助となるよう引き続き活用していく。</p>			

(評価員の意見)

- 1 本事業は、児童生徒の人間性・社会性を豊かに育むためには「家庭の教育力」を高めることが不可欠であり、そのための支援体制を整備する必要があるとの認識と目的に立って豊明市が長年にわたり実施している事業のひとつであり、その努力（予算面及び人的措置も含めて）は高く評価できる。
- 2 上述のごとき観点から本事業の展開方法と「事業効果」をみると、多くの工夫が施され相応の成果を挙げていることが判る。たとえば、合同教育学級では一小学校単位では企画しにくい（予算的、人的に）ものを「合同」のもとにクリアして、家庭における親子関係や親としての役割の再確認の機会を提供していることである。また、OB学級生による「フレンドリー学級」のアイデアは、初めて家庭教育学級の運営にあたる学級生への活動支援に活かされ各学級の企画運営を充実させており、このようなアイデアの活用は高く評価できる。
- 3 「事業の課題・改善策」では、何よりも重要視すべきは本事業の目的、意図、方法などについて、子をもつ親への徹底したPRとそれに基づく理解と協力の重要性を親自身に気付かせることであろう。入学式後の親へのPR、PTA総会後のフレンドリー学級生による体験談を聞く機会の提供など一段の工夫を期待したい。

	基本方針	4 文化財に対する意識高揚 4-①
	担当課	生涯学習課
点検・評価対象事項	8 ナガバノイシモチソウ自生地・大狭間湿地の保護と一般事業	
事業の目的		
<p>愛知県の天然記念物に指定されている「豊明のナガバノイシモチソウ」及び豊明市の天然記念物に指定している「大狭間湿地」を一般公開し、自然環境保全の大切さを多くの人に知ってもらう。</p>		
事業の実施状況		
<p>ナガバノイシモチソウの一般公開は、文化財保護委員の解説に加え、豊明高校の生徒及び愛知教育大学の学生による受付及び開設補助の協力を得て、8月3日・4日・5日・31日、9月1日の5日間実施した。</p> <p>大狭間湿地の一般公開は、豊明二村山自然観察会の協力を得て、8月3日・4日、9月7日・8日の4日間実施した。</p> <p>また、8月3日・4日はナガバノイシモチソウと大狭間湿地の同時一般公開を行い、マイクロバスによる両湿地間の送迎を実施した。</p> <p>小学校など団体見学者の利用に供するため、イシモチソウ自生地に立て看板を設置した。</p>		
事業の効果等		
<p>ナガバノイシモチソウの一般公開は585人の見学者（前年度415人）、大狭間湿地の一般公開は421人の見学者（前年度330人）があった。また、マイクロバスの利用者は114人（前年度147人）であった。ナガバノイシモチソウについては愛知教育大学渡邊教授により日本固有の新種として発表され新聞・広報等の影響で見学者の増につながった。</p> <p>また、大狭間湿地についても前年度に豊明市で開催された湿地サミットで認知度が高まりつつある状況にある。</p> <p>一般公開時のアンケートからは、「世界でここだけしかみられないため絶滅させないように保存してほしい」という意見や、「次世代の子どもたちに伝えていきたい」という意見があり自生地保護に対する強い要望も多くみられた。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>赤い花のナガバノイシモチソウは平成25年度に、愛知教育大学・渡邊教授により日本固有の新種として発表され、学名には <i>toyoake</i> を冠した名前が付けられた。</p> <p>より認知度を広め、多くの若年層に関心をもってもらうため、市内小中学校向けに広報、PRにつとめるとともに、一般公開時の見学者を増やす方策を講じる必要がある。</p> <p>また、大狭間湿地は、現在借地している状況であるが、将来に亘って保護していくために用地を買い上げる必要があり、周辺環境の変化にともなう水源地の特定・確保のための調査を必要とする。</p>		

(評価員の意見)

- 1 本事業については過去の事業評価においても、その保全管理事業が「自然環境保全」の重要性の市民への啓発に一定の成果を挙げていると評価されている。今評価においても同様にその「目的」と「成果」を認めることができる。
- 2 「事業効果」についても着実な前進をみていることは「ナガバノイシモチソウ」の一般公開見学者が前年度より大幅に増加（415人→585人）している現実から判断できる。実際に参加者へのアンケート調査からも、「自然地保護」への期待の高まりを読み取ることができ、着実に前進していると評価できる。
- 3 「事業の課題と改善策」については、引き続き行政による努力を期待したい。特に広報活動を重視し従来のあり方を再検討し更なる充実に努められたい。また、「大狭間湿地」の買上げについても行政的努力を継続されたい。

	基本方針	5 教育環境の整備・充実
	担当課	学校教育課（庶務係）
点検・評価対象事項	9 学校開放施設有効利用事業	
事業の目的		
<p>学校運営に支障のない範囲で、地域住民、保護者と学校の連携による「開かれた学校づくり」を進め、地域住民の様々な活動の場として学校施設の積極的な有効利用を図る。</p>		
事業の実施状況		
<p>教室及び会議室等を保護者・児童生徒・地域住民の活動の場として開放している。活動例としては、豊明・中央小学校ではおやじの会、双峰・唐竹・沓掛小学校では児童クラブ、栄小学校では文化系ジュニアクラブ、栄・沓掛・双峰・唐竹小では放課後子ども教室、その他家庭教育学級やフラワーボランティア、読み聞かせ等の活動の場として利用している。</p>		
事業の効果等		
<p>学校施設は、児童生徒の学習の場であるとともに、地域住民にとって最も身近な地域コミュニティの拠点でもある。学校施設を拠点に地域住民が交流することで、地域で子どもを育てることができる。また、地域住民も学校を身近に感じて、学校に対しての理解が深まるため、学校と地域の協力体制が構築できる。</p>		
事業の課題・改善策		
<p>学校施設を利用するという点で、児童生徒の安心安全が第一であり、個人情報も多くセキュリティの確保が優先される。そのため、施設の利用について制限を設ける必要があり、利用者が自由に利用することが難しい部分がある。また、施設利用後の清掃や利用状況の確認など利用に対しての管理も必要となる。施設面では、駐車場の不足や児童生徒用トイレのため設備の改善が必要であるとともに、施錠管理も必要である。</p> <p>そのため、施設の改善や人的配置の措置が必要である。また、地域住民が自由に学校を利用するには、それぞれの学校及び地域の実情やニーズに応じた利用方法のルールづくりが必要であり、協議会制度の立ち上げも必要である。</p>		
(評価員の意見)		
<p>学校施設を学校運営に支障のない範囲で、地域住民の様々な活動の場として積極的な有効利用を図ることを目的とした事業であり目的は理解できる。実施状況で挙げられているように、すでに利用されている場面もあり、更に広げようとしているものと思われる。できることであればその方向で進められるのはよいことだと思われる。</p> <p>事業の課題・改善のところに述べられている点については、現在開放しているなかで協議され十分配慮しつつも問題として残されていることであろう。それらについては、学校運営管理する側の意向を十分に聞くとともに、学校施設開放事業で成果を挙げている自治体にも学びきちんとした対応策を考えていくことが望まれる。</p> <p>学校にも地域にも開放の成果が上がりより望まれる事業となるよう、今後の検討・研究・実践を大いに期待したい。</p>		



	基本方針	1 きめ細かな図書館サービスの提供
	担当課	図書館
点検・評価対象事項	10 リライトカードの導入	
事業の目的		
<p>基本方針に基づき、利用者の便宜を図るため、コンパクトな設計でありながら、利用者が必要とする最低限の貸出情報を印字する。なお、貸出情報は貸出の手続きの度に書き換えられ、記録として残らないようにする。</p>		
事業の実施状況		
<p>平成24年7月1日よりリライトカードへの切り替え開始。新規登録または旧カードとの引き換えによりリライトカードを発行。</p> <p>広報などで旧カードとの引き換えをPR。</p> <p>旧カードの使用期限を平成25年6月30日までとし、旧カードでの登録を貸出・予約中のものを除いて除籍。7月1日よりすべて通常の新規登録（本人確認を行う）とした。</p> <p>発行枚数・・・平成25年10月6日現在で、市内10,450枚、市外1,848枚。 平成27年1月末日現在で、市内12,781枚、市外2,631枚。 増加枚数 約16ヶ月で、 2,331枚 783枚</p> <p>費用・・・平成24年度決算 991,200円（カードのみ） 平成25年度決算 388,500円（ 〃 ）</p>		
事業の効果等		
<p>カード更新のPRにより、潜在する旧カード登録者の利用を促すことができた。</p> <p>貸出中の内容（資料名と貸出期限）がカードの表面に印字されるので、利用者に対して返し忘れた資料名や返却期限を説明しやすくなった。</p> <p>カード発行時のラミネート加工が不要になり、利用者の待ち時間が短くなった。</p> <p>今まで重複した登録数の確認が困難であったが、旧カードを除籍することで登録者の実数が確認できた。（現在の登録者は上記発行枚数のおり）</p>		
事業の課題・改善策		
<p>カードリーダーの動作に時間がかかるので、スピードアップにより待ち時間の短縮をはかる。 汚れて見にくくなったカードの取替え。</p>		

(評価員の意見)

- 1 リライトカードの導入は利用者にとって、コンパクトで丈夫な形で持参でき貸し出し情報もよく分かる有効な手立てである。記録としてのデータも確実に把握できるなど利点は多い。
- 2 リライトカードの導入により得られる統計的な資料も多いと思う。得られる資料を有効に活用し「より必要とする本」の充実や、利用しやすい図書館を一層目指していきたい。
- 3 平成24年7月からの切り換えから、25年度末まで順調に登録が進んできている。リライトカード導入により、カード発行にかかる時間の短縮や返却督促の減少など業務の合理化に役立っている。引き続き事業の継続と登録者の増加を目指すとともに、きめ細かなサービスの向上に努めていってほしい。

## 教育委員会の今後の対応と方向性

社会環境が激しく変化する現在、自分の人生を大切に、多様な人との関係性の中で、自分の役割や存在価値を見出し、社会の課題を自分のこととして捉え、多様な人たちと協力して課題解決に取り組むことができる、そんな頼もしい『市民』を育てることが、教育に関わる全ての人に求められています。

こうした中で、学校教育においては、特別な支援を必要とする子どもや複雑な問題を抱える児童生徒が急増しており、個々の特性や状況に応じた支援体制の一層の充実などの課題が挙げられます。また、生涯学習、文化、市民スポーツの分野では、それぞれのライフステージとニーズに合った学習ができ、その成果をまちづくりに活かすことが求められており、それぞれの分野の計画に基づきながら、着実に取り組んでいかなければなりません。

これらの課題に対して、当教育委員会では、昨年度も様々な事業を実施しました。今回の点検・評価は、25年度実施事業のうち「いじめ・不登校対策事業」「外国人児童生徒に対する学習支援事業」「私立高等学校等授業料補助事業」「特別支援教育支援員配置事業」「給食の充実補助事業」「放課後子ども教室運営事業」「家庭教育学級事業」「ナガバノイシモチソウ自生地、大狭間湿地の保護と一般公開事業」「学校開放施設有効利用事業」「リライトカードの導入」の10事業について点検・評価を行いました。これらの自己評価に対し、学識経験者の先生方からはおおむね良好という評価をいただく中で、それぞれの経験や研究活動を踏まえた貴重なご意見、ご指摘をいただきました。

今回の点検・評価の結果を踏まえ、財政状況の厳しい中、今後も事業の実施にあたっては、選択と集中、不断の見直しと創意工夫が求められるとともに、豊明市の教育の充実と発展のために、より高い使命感と責任感をもって、市民への情報提供と市民ニーズの把握に努め、中長期的な展望に立って計画的に実行していきます。また、学校・家庭・地域との協働や教育関係諸機関・市長部局を含めた関係各課との連携を緊密にするとともに、教育委員会の活動を市民に的確に伝え、市民の理解と協力を深めるため、開かれた教育委員会として教育行政を推進していきます。

当教育委員会は、常に『教育』とは、人格の完成を目指し、人それぞれの持つ多様な個性や特性を活かし、自立した人間を育て、全ての人々が豊かで幸福な人生を送る上で必要不可欠なものであり、地域づくりに参画・貢献する人材を育成する上でも極めて重要なものと考えています。また、地域の中で継承されてきた伝統や文化を、先人たちが残してきた財産として、教育を通じて次世代に伝え、より豊かなものへと発展させていかなければならない使命もあります。

健全で活力ある地域社会を支える頼もしい『市民』を育てるため、市民一人ひとりの豊明への『思い』を大切にするとともに、『教育』を通じて個性ある文化と豊かな人間性を育むまちづくりを推進していきます。